**○外務省告示第三百三十七号**

平成二十九年九月十四日にガンディナガルで、ヴァラナシ国際協力・コンベンションセンター建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がインド政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ヴァラナシ国際協力・コンベンションセンター建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十二億四千万円

3　贈与の供与期限　平成三十五年十二月三十一日

4　署名者

日本側　平松賢司在インド大使

インド側　スバシュ・チャンドラ・ガルグ財務省経済局次官

平成二十九年九月二十七日

外務大臣　河野　太郎

**○外務省告示第三百三十八号**

平成二十九年九月十三日にテグシガルパで、国道六号線地すべり防止計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がホンジュラス共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　国道六号線地すべり防止計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　九億五千八百万円

3　贈与の供与期限　平成三十四年七月三十一日

4　署名者

日本側　松井正人在ホンジュラス大使

ホンジュラス側　マリア・ドローレス・アグエロ・ララ外務・国際協力大臣

平成二十九年九月二十七日

外務大臣　河野　太郎

**○財務省告示第二百六十五号**

中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（平成二十八年九月財務省告示第二百八十七号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項の調査について、同条第六項ただし書の規定により調査を延長することとしたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年九月二十七日

財務大臣　麻生　太郎

一　延長される調査の期間　三箇月

二　延長の理由　調査の透明性を確保しつつ、利害関係者から提出された証拠等の更なる検討を行うためには一層の時日を要するため

**○厚生労働省告示第三百二号**

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等（平成二十八年厚生労働省告示第百七十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月二十七日

厚生労働大臣　加藤　勝信

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 一～七十　（略） | 一～七十　（略） |
| 七十一　ベポタスチン | （新設） |
| 七十二～八十四　（略） | 七十一～八十三　（略） |

**○厚生労働省告示第三百三号**

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月二十七日

厚生労働大臣　加藤　勝信

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） | 次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） |
| 一～七　（略） | 一～七　（略） |
| 八　（略） | 八　（略） |
| (1)～(152)　（略） | (1)～(152)　（略） |
| (153)　エゼチミブ・アトルバスタチンカルシウム水和物 | (153)～(300)　（略） |
| (154)～(301)　（略） | (301)～(430)　（略） |
| (302)　グレカプレビル水和物・ピブレンタスビル | （新設） |
| (303)～(432)　（略） | (431)～(703)　（略） |
| (433)　スギ花粉エキス | （新設） |
| (434)～(706)　（略） | (704)～(738)　（略） |
| (707)　パルボシクリブ | (739)　標準化スギ花粉エキス |
| (708)～(742)　（略） | (740)～(878)　（略） |
| （削る） | (879)　ベポタスチン |
| (743)～(881)　（略） | (880)～(1044)　（略） |
| （削る） | |
| (882)～(1046)　（略） | |